

大阪府立吹田支援学校 P T A 規約

第一章 名称

第1条 本会は大阪府立吹田支援学校 P T A と称する。

第二章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力・連携し、大阪府立吹田支援学校の児童・生徒の健全育成を図るとともに、本校教育の推進を目的とする。

第三章 会員

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童・生徒の保護者
2. 本校に勤務する教職員

第四章 経理

第4条 本会の経理は会費、事業収入及び寄付金をもってあてる。

第5条 本会の会費は会員一家庭につき年額2200円とする。

ただし、特別の事情のある会員については、願いにより一部もしくは全部を免除することができる。

第6条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 役員及び役員選出

第7条 本会の役員は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| 1. 会長 1名 | 保護者 |
| 2. 副会長 2名以上 | 保護者 |
| 3. 書記 2名 | 保護者・教職員 * 2名中1名が教職員からの選出となる |
| 4. 会計 2名 | 保護者・教職員 * 2名中1名が教職員からの選出となる |
| 5. 会計監査 2名 | 保護者・教職員 * 2名中1名が教職員からの選出となる |

第8条 1. 役員の任期は1年とする。ただし、2回までの再任は妨げない。

2. 役員に次員が生じたときの後任者の任期は前任者の任期の残任期間とする。

第9条 役員は立候補者及び役員選出委員会によって推薦された候補者の中から選出する。

役員選出規定は別に定める。

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長

- ① 会長は会務を総括する。
- ② 会長は総会、役員会、運営委員会を招集する。
- ③ 会長は必要に応じて学年委員会を招集する。

2. 副会長

副会長は会長に事故があるときは、その代理をする。

3. 書記

書記は総会、役員会ならびに本会の活動に関する重要事項の記録、保管を行い庶務を司る。

4. 会計

会計は本会の会計を司る。

5. 会計監査

会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第六章 総会、役員会及び運営委員会

第11条 総会

- 1. 総会は全会員をもって構成する。
- 2. 総会は全会員（委任状を含む）の2分の1をもって成立する。
- 3. 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4. 総会は年1回（原則として4月）とし、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 5. 総会で決める事項
 - ① 前年度事業報告
 - ② 前年度会計決算報告及び会計監査報告
 - ③ 新年度事業計画
 - ④ 会計予算
 - ⑤ 規約、規定の決定及び変更
 - ⑥ その他の重要事項

第12条 役員会

- 1. 役員会は総会で承認された方針を具体化する議決機関である。
- 2. 役員会は役員、校長、教頭をもって構成する。
- 3. 役員会は原則月1回、第1あるいは第2金曜に開催する。ただし、8月、12月、3月は除く。
- 4. 役員会で審議する事項
 - ① 運営委員会にかける議案
 - ② 次の運営委員会までの緊急事態への対応
 - ③ 総会に提出する議案作成
 - ④ 緊急事態への対応・処理

第13条 運営委員会

1. 運営委員会は役員会で審議された事項についてその具体的な執行を行う。
2. 運営委員会は役員、専門委員長、専門副委員長、校長、教頭をもって構成する。
3. 運営委員会は原則月1回、第1あるいは第2金曜に開催する。ただし、4月、8月、12月、3月は除く。
4. 運営委員会で執行する事項
 - ① PTA活動全体の運営・実施
 - ② 各委員会との連絡・調整

第七章 学年委員会及び専門委員会

第14条 学年委員会

1. 選出数
 - ①学年委員は各学年から2名を選出し、計24名とする。
 - ②なお、免除については役員選出規定10条にもとづく。
2. 学年委員は学校と保護者のパイプ役を担い、保護者間の交流に努める。
3. 学年委員は次の4つのうち、いずれかの専門委員会に所属する。
(広報委員会、文化委員会、厚生委員会、進路委員会)
4. 学年委員会は必要に応じて会長が招集する。
5. 学年委員会で審議する事項
 - ① 各学年より提起された事項
 - ② 専門委員会への配属と委員長・副委員長の選出

第15条 専門委員会

1. 本会の行事計画の企画立案推進のために、次の専門委員会を設ける。
なお、緊急対策については別に規定を定める。
 - ① 広報委員会
 - ② 文化委員会
 - ③ 厚生委員会
 - ④ 進路委員会
2. 専門委員会は互選により委員長と副委員長を選出する。
ただし、過去に委員長・副委員長を務めた者は委員長・副委員長の選出を免除する。
また、高等部3年の学年委員は委員長・副委員長の選出を免除する。
3. 専門委員会は必要に応じて関係する校務分掌部長の出席を求めることがある。

第16条 専門委員会は、次の活動を行う。

1. 広報委員会
広報誌の発行等、会員に対する情報伝達並びに啓発に関する事。
2. 文化委員会
会員ならびに児童・生徒に対する文化行事に関する事。美化に関する事。
3. 厚生委員会
会員ならびに児童・生徒に対する福利厚生に関する事。
4. 進路委員会
進路について会員に対する啓発・情報提供に関する事。

第17条 特別委員会

常設の委員会での対応が困難な場合、役員会及び運営委員会の承認を得て必要に応じて特別委員会を設置することができる。

第18条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

附則 本規約は、平成10年6月7日から施行する。

本規約の一部を平成13年4月22日をもって改正した。

本規約の一部を平成16年4月25日をもって改正した。

本規約の一部を平成17年4月24日をもって改正した。

校名変更により本規約の一部を平成20年4月1日をもって改正した。

本規約の一部を平成20年4月27日をもって改正した。

本規約の一部を平成21年4月26日をもって改正した。

本規約の一部を平成22年4月25日をもって改正した。

本規約の一部を平成23年4月24日をもって改正した。

本規約の一部を平成25年4月21日をもって改正した。

本規約の一部を平成26年4月20日をもって改正した。

本規約の一部を平成27年4月19日をもって改正した。

本規約の一部を平成28年4月24日をもって改正した。

本規約の一部を平成30年4月22日をもって改正した。

ただし、第8条第1項は平成31年4月1日から施行する。

本規約の一部を令和4年4月24日をもって改正した。

本規約の一部を令和4年10月7日をもって改正した。

本規約の一部を令和5年1月13日をもって改正した。

本規約の一部を令和5年1月31日をもって改正した。

本規約の一部を令和5年4月23日をもって改正した。

本規約の一部を令和6年1月31日をもって改正した。

役員選出規定

第1条 規約第9条に定める次期役員の選出は次のとおりとする。

第2条 会員は役員に立候補することができる。

第3条 役員選出にあたり、運営委員会は役員選出委員会を組織する。

第4条 役員選出委員会は、運営委員会メンバーにて構成し、原則定例の運営委員会後に開催する。

第5条 役員選出委員会は9月に立ち上げ、役員選出が選出された時点で解散とする。

第6条 役員選出委員会は、選挙にあたっては選挙管理委員会の任を執り行う。

第7条 候補者が定数より多い場合は選挙を行う。

① 選挙は全会員の2分の1投票をもって成立する。

② 投票数の多いものを当選とする。

第8条 候補者が定数の場合は信任投票を行う。

① 信任投票は全会員の2分の1投票をもって成立する。

② 投票総数の過半数をもって信任とする。

③ 選挙にあたり、規定外の状況が発生した場合は、役員選出委員会にて協議し対応する。

第9条 教職員の選出については、4月初旬に行う。

第10条 選出の免除

1. 役員や委員を務めた世帯は、任期の翌年度から役員および委員への選出を次の期間選出を免除する。

免除期間は委員2年間、委員長・副委員長3年間、会長永久、その他の役員4年間とする。

なお、免除期間中にPTA規約第8条の規定にもとづき再任・再選出された場合は残りの免除期間に新しい免除期間を加算する。

2. 上記免除期間をPTAにて「委員履歴」名簿で管理し、選出のために必要な範囲で会員に提示する。

3. きょうだいで在籍する家庭が頻繁に選出されがないよう他学年での選出も名簿に反映する。

附則 本規定は、平成10年6月7日から施行する。

本規定の一部を平成27年4月19日をもって改正した。

本規定の一部を平成28年4月24日をもって改正した。

本規定の一部を平成30年4月22日をもって改正した。

本規定の一部を平成31年4月21日をもって改正した。

本規定の一部を令和5年1月13日をもって改正した。

P T A 慶弔規定

大阪府立吹田支援学校 P T A 会員の慶弔については、次のとおり定める。

会員ならびに児童・生徒が死亡したときは供花等、又は 5 千円

附則 本規定は、平成 10 年 6 月 7 日から施行する。

本規定の一部を平成 17 年 4 月 24 日をもって改正した。

本規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

校名変更により本規定の一部を平成 20 年 4 月 1 日をもって改正した。

本規定は、平成 22 年 4 月 25 日をもって改正した。

本規定の一部を平成 27 年 4 月 19 日をもって改正した。

大阪府立吹田支援学校 P T A 緊急対策基金規定

第1条 緊急対策基金と称する。

第2条 規約4条の定めにより、この基金にあてるため、本校P T A会員一家庭につき年額100円を徴収する。

第3条 この基金により次の事業を行う。

- ① 学校もしくはP T Aが関与する活動下（以下、学校等活動下という）での本校児童・生徒および会員、通学の付添者の災害にともない必要となる費用を保険等で補填される額を除き1件1人あたり1万円を上限に給付を行う。
- ② 学校等活動下での事故等により被害を受けた第三者やその財産に対する損傷にともない必要となる費用を保険等で補填される額を除き1件1人あたり1万円を上限に給付を行う。
- ③ 学校等活動下での本校児童・生徒の負傷、疾病にともなう診療費用の一時立て替え。
- ④ 授業日での本校児童・生徒の登下校および学校よりの緊急搜索に係る教職員のタクシー借り上げ代の給付。
- ⑤ 地震等災害発生時の児童・生徒の非常用糧食、消耗品および備品の調達と管理。
- ⑥ その他P T A役員会が必要と認める費用の給付もしくは一時立て替え。

第4条 この基金を適切に運用するために、P T A役員会が運営にあたる。

第5条 この基金の給付を受ける場合は、P T A役員会に申し出る。

第6条 この基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 監査はP T A会計監査が兼務して行う。

附則 本規定は、平成10年6月7日から施行する。

校名変更により本規定の一部を平成20年4月1日をもって改正した。

本規定の一部を平成23年4月24日をもって改正した。

本規定の一部を平成25年4月21日をもって改正した。

本規定の一部を平成28年4月24日をもって改正した。

本規定の一部を平成30年4月22日をもって改正した。

本規定の一部を令和5年1月31日をもって改正した。

本規約の一部を令和6年1月31日をもって改正した。